

幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における地域包括ケアシステムの構築及びコミュニティ施策の推進に向け、幸区における施策の企画及び立案を行い、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びこれからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく具体的な取組を着実に推進するため、幸区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムに係る企画及び立案に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムに係る施策及び地区エリアの調整に関すること。
- (3) これからのコミュニティ施策に係る企画及び立案に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課及びまちづくり推進部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進本部員

1	区長
2	副区長
3	区民サービス部長
4	日吉出張所長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
7	道路公園センター所長
8	まちづくり推進部総務課長
9	まちづくり推進部企画課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長